

事務連絡
令和6年9月6日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条に規定する
「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について（依頼）

1. 趣旨

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）」が、令和6年6月19日に公布・施行されました。同法律を受け改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（以下「品確法」という。）第24条の規定に基づき、国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めることとなっております。

つきましては、今回、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）の改正案の作成に先立ち、建設業界団体の皆様から幅広くご意見をお伺いするものです。（別添1、2参照）

2. ご意見の提出をお願いしたい内容

運用指針の改正に先立ち、ご意見を頂くため、関係省庁連絡会議幹事会において策定しました運用指針の改正の骨子（案）の概要を別添3に、骨子（案）を別添4に、それぞれお示ししております。

つきましては、現行の運用指針に記載されている内容の改善も含め、本骨子（案）について特段のご意見があれば、別添5の様式に記入いただき提出をお願い致します。

3. ご意見の提出にあたっての留意事項

貴団体傘下の地方団体や会員企業のご意見をとりまとめ・調整の上ご提出ください。ただし、別紙のように、各地方整備局等から傘下の地方団体へも照会

しており、その場合には以下の①、②のいずれの方法で提出していただいてもかまいません。

- ① 貴団体として各地方団体のご意見をとりまとめた上で提出
 - ② 貴団体として各地方団体のご意見のとりまとめ・提出は行わず、各地方団体が各地方整備局等へご意見を提出
- 頂いたご意見については、貴団体名も含め内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. ご意見の取り扱い

提出頂いたご意見は、運用指針の改正案の作成等に活用させていただきます。

また、提出頂いたご意見については、その内容について運用指針の改正案への反映状況等を取りまとめた上で、改めて情報提供させていただきます。

なお、提出頂いたご意見については、個別に回答は致しかねますので予めご了承ください。

5. 提出様式・提出先等

ご意見については、別添5の様式（Microsoft Excel）に以下の事項を記載の上、クラウドサービス「RepoBox」あてに提出をお願いします。

(1) 様式への記載事項

- ①ご所属団体名
- ②ご担当者名 ③所属部署 ④担当者（メールアドレス）
- ⑤ご意見の該当箇所（項目、細目） ⑥ご意見の内容 ⑦ご意見の理由

(2) 提出先

クラウドサービス「RepoBox」（<https://v2.repobox.jp/>）に提出ください。

※提出には「アカウント」と「提出コード」が必要です。

「アカウント」は提出の際に新規作成いただけます。（過去に同サービスを利用されたことのある方は、既存アカウントを利用可能です。）

「提出コード」は今回の意見照会専用で、別添6に一覧をお配りしておりますので、ご自身の団体の提出コードをご利用ください。

操作方法等については別添7をご確認ください。

(3) 提出期限

令和6年9月27日（金） 提出済み分まで有効

<問合せ先>

本意見照会について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 入札制度企画指導室

大湯 裕稀 : ohyu-y25v@mlit.go.jp

相馬 隆示 : souma-r22aa@mlit.go.jp

近藤 奈々 : kondou-n2mi@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 24724、24783) FAX : 03-5253-1517

RepoBox の使い方について

一般財団法人 国土技術研究センター

TEL : 03-4519-5005 (担当 : 住田、小宮)

発 番
令和6年9月6日

建設業団体の長 殿

国土交通省 ○○地方整備局長

公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条に規定する
「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について（依頼）

1. 趣旨

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）」が、令和6年6月19日に公布・施行されました。同法律を受け改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（以下「品確法」という。）第24条の規定に基づき、国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めることとなっております。

つきましては、今回、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）の改正案の作成に先立ち、建設業界団体の皆様から幅広くご意見をお伺いするものです。（別添1、2参照）

2. ご意見の提出をお願いしたい内容

運用指針の改正に先立ち、ご意見を頂くため、関係省庁連絡会議幹事会において策定しました運用指針の改正の骨子（案）の概要を別添3に、骨子（案）を別添4に、それぞれお示ししております。

つきましては、現行の運用指針に記載されている内容の改善も含め、本骨子（案）について特段のご意見があれば、別添5の様式に記入いただき提出をお願い致します。

3. ご意見の提出にあたっての留意事項

貴団体傘下の会員企業のご意見をとりまとめ・調整の上ご提出ください。ただし、別紙のように、不動産・建設経済局から全国団体へも照会しており、そ

の場合には以下の①、②のいずれの方法で提出していただいてもかまいません。

- ① 貴団体としてご意見を取りまとめた上で提出
- ② 貴団体としてご意見を取りまとめた上で、全国団体へ送付していただき、
全国団体が不動産・建設経済局へ提出

頂いたご意見については、貴団体名も含め内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. ご意見の取り扱い

提出頂いたご意見は、運用指針の改正案の作成等に活用させていただきます。

また、提出頂いたご意見については、その内容について運用指針の改正案への反映状況等を取りまとめた上で、改めて情報提供させていただきます。

なお、提出頂いたご意見については、個別に回答は致しかねますので予めご了承ください。

5. 提出様式・提出先等

ご意見については、別添5の様式（Microsoft Excel）に以下の事項を記載の上、クラウドサービス「RepoBox」あてに提出をお願いします。

（1）様式への記載事項

- ①ご所属団体名
- ②ご担当者名 ③所属部署 ④担当者（メールアドレス）
- ⑤ご意見の該当箇所（項目、細目） ⑥ご意見の内容 ⑦ご意見の理由

（2）提出先

クラウドサービス「RepoBox」（<https://v2.repobox.jp/>）に提出ください。

※提出には「アカウント」と「提出コード」が必要です。

「アカウント」は提出の際に新規作成いただけます。（過去に同サービスを利用されたことのある方は、既存アカウントを利用可能です。）

「提出コード」は今回の意見照会専用で、別添6に一覧をお配りしておりますので、ご自身の団体の提出コードをご利用ください。

操作方法等については別添7をご確認ください。

（3）提出期限

令和6年9月27日（金） 提出済み分まで有効

<問合せ先>

本意見照会について

国土交通省〇〇地方整備局建政部〇〇課

TEL : 000-000-0000 FAX : 000-000-0000

メールアドレス : 〇〇〇

RepoBox の使い方について

一般財団法人 国土技術研究センター

TEL : 03-4519-5005 (担当 : 住田、小宮)

別添1

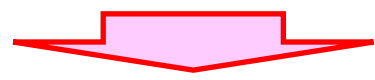
(公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議幹事会 第6回資料)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point
価格のみでなく**品質を加味した総合評価の導入**



建設業法・入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point
建設工事の**適正な施工の確保**・公共工事の**入札契約の適正化**



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が**適正な利潤を確保**できるようにすること
従事する者の賃金その他の**労働条件、労働環境の改善**
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の**担い手の確保**
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、**下請が利潤・工期を確保**できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
働き方改革に向けた**適正な工期の確保**
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の**休日・賃金の確保**と**地域建設業等の維持**
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point
労働者の**処遇改善**と価格高騰時の**労務費へのしわ寄せ防止**
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7~9月を目処

<意見照会>

今回

9/6(金)~9/27(金)

- 改正運用指針骨子(案)について
 - 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

秋~冬頃

- 改正運用指針(案)について
 - 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

12月~1月
(予定)

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和7年4月
(予定)

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

別添4

「発注関係事務の運用に関する指針」の骨子 (案)

目次

I. 本指針の位置付け	1
II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	1
1. 工事	2
1-1 工事発注準備段階	2
1-2 工事入札契約段階	4
1-3 工事施工段階	8
1-4 工事完成後	11
1-5 その他	12
2. 測量、調査及び設計	12
2-1 業務発注準備段階	12
2-2 業務入札契約段階	14
2-3 業務履行段階	17
2-4 業務完了後	18
2-5 その他	19
3. 発注体制の強化等	19
3-1 発注体制の整備等	19
3-2 発注者間の連携強化	20
III. 災害時における対応	20
1. 工事	20
1-1 災害時における入札契約方式の選定	20
1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	21
2. 測量、調査及び設計	24
2-1 災害時における入札契約方式の選定	24
2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	25
3. 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携	27
IV. 多様な入札契約方式の選択・活用	28
1. 工事	28
1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	28
1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例	30
2. 測量、調査及び設計	32
2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	32
2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例	34
V. 技術開発の推進及び新技術等の活用	35
VI. その他配慮すべき事項	36
1. 受注者等の責務	36
2. 中長期的な担い手確保に向けた取組	37
3. その他	37

I. 本指針の位置付け

○本指針は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、同法）第24条に基づき、同法に定める基本理念にのっとり、公共工事の発注者を支援するために定めたもの。

○具体的には、各発注者が、共通する重要課題に対し、「発注者の責務」等を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的に取りまとめ。

○令和元年6月に同法が改正され、災害時の緊急対応強化や働き方改革、i-Constructionの推進等による生産性向上の取組、調査・設計の品質確保等に関する規定が盛り込まれたことから本指針を見直した（令和2年1月改正）。

○また、令和6年6月に同法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術等の活用等による生産性向上、公共工事の発注体制の強化を図るための規定が盛り込まれたことから、本指針の見直しを検討。

○令和2年1月の本指針の改正後の運用等を踏まえた記載内容の充実に加え、令和6年の品確法改正内容を踏まえ、以下の3点を中心に追記。

①週休2日の取組の質の向上やスライド条項の適用に関する基準の作成等、担い手確保のための働き方改革及び処遇改善に関する事項の追記

②災害協定に基づく工事における保険料の積算への反映や被災状況の迅速な把握等ができる者の活用など、災害対応力の強化に関する事項を追記

③情報通信技術や新技術の活用など、生産性向上に関する事項の追記

○なお、国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果を取りまとめて公表する。また、国は、その結果を踏まえ、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

○本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行う。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

○各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、工事及び業務について、発注準備、入札契約、工事施工又は業務履行、完成又は完了後の各段階で本項記載事項に取り組む。

○各段階共通の事項として、関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を実施。

○生産性の向上のため、調査、設計、施工、維持管理の各段階における BIM/CIM の適用や情報

37 共有システム（ASP）、その他情報通信技術の活用等により、受発注者のデータ活用・共有を
 38 容易にし、かつ事業全体におけるデータの引き継ぎの円滑化を図る。

39 ○生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階において情報通信技術を
 40 積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や電子納品のオンライ
 41 ン化等を推進、生産性向上に資する技術についても積極的に活用。

42 ○なお、情報通信技術の活用に当たっては、情報保全を確実に行う。

43 ○各発注者は、工事及び業務について、新技術を積極的に活用。新技術の活用にあたっては、
 44 価格のみを理由としてその利用が妨げられることのないよう配慮。

45

46 1. 工事

47 1-1 工事発注準備段階

48 (工事に必要な情報等の適切な把握・活用)

49 ○工事の発注の準備として、地形、地物、地質、地盤、自然環境、工事影響範囲の用地、施
 50 工に係る関係者などの工事の施工に必要な情報を適切に把握。

51

52 (工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

53 ○工事の発注にあたっては、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選
 54 択。

55 ○適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合、国、都道府県や外部の
 56 支援体制を活用。

57

58 (地域の実情等を踏まえた発注)

59 ○地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における
 60 公共工事の担い手の育成・確保に資するよう、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適
 61 切に設定し、計画的に工事を発注。

62

63 (現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

64 ○設計図書の作成にあたっては、需給の状況、経済社会情勢の変化、施工条件を勘案すると
 65 ともに、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を
 66 踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容
 67 との整合を図る。

68 ○遠隔地から労働力や資材・機材を調達する必要がある場合など、工事の発注準備段階にお
 69 いて施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対
 70 象となる旨も明示。

71 ○設計図書の作成にあたっては、工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素をも
 72 考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、

73 工法等を含む。以下、「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用。新たな技術の活
74 用が価格のみを理由に妨げられないよう配慮。

76 (適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

- 77 ○予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保され、並
78 びに不調不落を回避するために、工事を施工する者が適正な利潤を確保できるよう、適切に
79 作成した設計図書に基づき、需給の状況、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務
80 単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を
81 負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するた
82 めの保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 83 ○その際、適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、情報通信技術の活用状況を含めた
84 現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用。
- 85 ○週休2日を確保すること等が重要であり、実態を踏まえて、労務費、機械経費、間接経費を
86 補正するなどにより、週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上。
- 87 ○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り、最新の労務単価、入札
88 月における資材・機材等の実勢価格を適切に反映。
- 89 ○積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、
90 その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。
- 91 ○最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直し、遅滞なく適用。
- 92 ○公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、法定福利費を内訳明示した請負代金
93 内訳書の提出を受け、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認。
- 94 ○適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは行わな
95 い。
- 96 ○総合的に価値の最も高い資材等を採用する際は、その採用に必要な費用を適切に反映させた
97 適正な予定価格を設定。
- 98 ○経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という
99 目的を超えた不当な引上げを行わない。

101 (適正な工期設定)

- 102 ○労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、建設業において令和6年4月1日より罰則
103 付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革への
104 対応を進めていく必要。
- 105 ○工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施
106 工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期
107 間、猛暑日等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる
108 日数等を考慮し、時間外労働規制に対応可能な適正な工期を設定。

- 109 ○週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。
 110 ○必要に応じて建設資材や労働者確保のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約
 111 上の工夫を実施。

112

113 (計画的な発注や施工時期の平準化)

- 114 ○工事の施工時期の平準化について、発注者は積極的に以下の取組を実施。

115

116 <発注見通しの統合・公表の実施>

- 117 ○中長期的な工事の発注見通しについて、各発注者と連携して作成し、地域発注者協議会等を
 118 通じて、地域ブロック単位等で統合して公表。
 119 ○当該年度の工事の詳細な発注見通しについて、原則として四半期ごとに地域ブロック単位等
 120 で統合して公表。

121

122 <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し>

- 123 ○閑散期となりやすい年度当初からの予算執行の徹底、工期が12か月未満の工事も含めた繰
 124 越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による繁忙期となりやすい年度末の
 125 工事の集中の回避等の予算執行上の工夫等により、適正な工期を確保しつつ、工事の施工時
 126 期を平準化。

- 127 ○発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支
 128 障をきたす工事等については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒し
 129 を行い、閑散期・繁忙期の解消に資するよう計画的に発注。

- 130 ○施工時期の平準化の推進に当たっては、公共工事の発注部局のみならず、入札契約を司る部
 131 局、財政を司る部局等の相互の緊密な連携を確保するよう努める。

132

133 <取組状況等の公表>

- 134 ○地域発注者協議会等において、施工時期の平準化の取組状況等について、先進事例を共有す
 135 るとともに、他の発注者の状況を把握し、必要に応じ相互連携できるよう公表。

136

137 1-2 工事入札契約段階

138 (適切な競争参加資格の設定)

139 <競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査>

- 140 ○各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるものが
 141 ないよう留意。

- 142 ○法令に違反して社会保険等に参加していない建設業者を工事の元請業者から排除するため、
 143 定期の競争参加資格審査等で必要な措置を実施。

144

145 <個別工事の入札に際しての競争参加者の技術審査等>

- 146 ○工事の性格、地域の実情等を踏まえ、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に資
147 するよう、工事の経験及び工事成績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競
148 争参加資格を設定。
- 149 ○その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施
150 を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加すること
151 ができる方式を活用。
- 152 ○また、豊富な施工実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事
153 や海外での施工実績を有する技術者の活用も考慮した要件緩和、災害時の施工体制や活動実
154 績の評価など適切な競争参加資格を設定。
- 155 ○施工実績を競争参加資格に設定する場合には、具体的に設定し、施工実績の確認に当たって
156 は、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない者
157 を排除するなど適切な審査を実施。
- 158 ○不良不適格業者の排除を徹底。
- 159 ○技術者の資格や実績のコリンズ（工事实績情報システム）等への登録を受注者へ促す。
- 160 ○技術者の情報を一元的に把握できる取組の活用を図る等、競争参加者等の負担軽減等に配慮。
- 161 ○所要の知識・技術・資格を備えている者の仕様書への位置付けや、必要に応じた手持ち工事
162 量の制限など、工事の品質を確保する措置を講じる。

163

164 (地域の企業と施工技術を有する企業との連携)

- 165 ○一定の技術力を要する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に
166 応じて、技術力を有する大企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよ
167 う、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及
168 を図る。

169

170 (工事の内容等に応じた技術提案の評価内容の設定)

- 171 ○発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加し
172 ようとする者に対し技術提案を求める。
- 173 ○この場合、求める技術提案は高度な技術を要するものに限られず、技術的な工夫の余地が
174 小さい一般的な工事については、技術審査において審査する施工上の工夫を技術提案として
175 求めることも可能。
- 176 ○高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格
177 を作成することが可能。
- 178 ○この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意
179 見を聴取。

- 180 ○技術提案を求める場合、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域
 181 の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定。
- 182 ○その際、過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、優位に評価しないことと
 183 し、評価内容を設定。
- 184 ○技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い行う。
- 185 ○その際、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼ
 186 す効果を適切に評価。
- 187 ○説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公
 188 表。
- 189 ○その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いに留意。
- 190 ○技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合
 191 等には、提案を改善する機会を与えることが可能。
- 192 ○この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表。
- 193 ○技術提案の改善を求める場合、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有
 194 利となることのないようにする。
- 195 ○落札者を決定した場合、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上
 196 明らかにするとともに、履行を確保するための措置、履行できなかった場合の措置及び設計
 197 変更にあつての措置について契約上取り決め。

198

199 **(競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)**

- 200 ○総合評価落札方式における施工能力の評価にあつては、競争参加者や配置予定技術者の施
 201 工実績などを適切に評価項目に設定。
- 202 ○必要に応じて、災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地
 203 域の精通度や技能労働者の技能等を評価項目に設定。
- 204 ○必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注
 205 工事や海外での施工実績を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を
 206 評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバッ
 207 クアップ体制、災害時の活動実績を評価するなど、適切な評価項目を設定。
- 208 ○国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における
 209 評価の対象とする。
- 210 ○一括審査方式や、施工能力評価型総合評価落札方式の活用などにより、発注者と競争参加者
 211 双方の負担を軽減。
- 212 ○総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者
 213 の意見を聴取。
- 214 ○個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学
 215 識経験者の意見を聴取。

- 216 ○地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治
 217 法施行令第167条の10の2第4項等に定める手続により実施。
 218 ○必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者を適切
 219 に評価。
 220 ○工事の性格等に応じて、施工体制確認型総合評価落札方式を実施。

221

222 (ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表)

- 223 ○ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を
 224 徹底。
 225 ○低入札価格調査制度の実施に当たっては、労務費を原資とする低価格競争を防止するととも
 226 に、入札参加者の施工の工夫等による、より低い価格での落札の促進と工事の品質の確保の
 227 徹底の観点から、調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準及び施工体制確認の実
 228 施方法を見直し。
 229 ○低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合、当該価格は入札前には公表しな
 230 い。
 231 ○予定価格は、原則として事後公表。
 232 ○この際、入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与
 233 を排除するための措置を徹底。
 234 ○地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の
 235 事前公表を行う場合は、その適否について十分検討。
 236 ○さらに、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取
 237 り扱い、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等適切な措置を実施。
 238 ○工事の入札に係る申込みの際、入札参加者に入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備が
 239 ある場合、原則としてその者の入札を無効とする。

240

241 (入札不調・不落時の見積りの活用等)

- 242 ○入札不調時等、標準積算と現場の施工条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用し
 243 て予定価格や工期を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結。
 244 ①入札参加者から見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用し
 245 て積算内容を見直す方法
 246 ②設計図書に基づく数量、施工条件、工期等が施工実態と乖離していると想定される場合
 247 はその見直しを行う方法
 248 ○不落発生時は、改めて競争入札を実施することを基本とする。
 249 ○必要な対策を講じた上、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者が
 250 なく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者
 251 としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予決

252 令第99条の2に基づく随意契約の活用も検討。

253

254 **(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)**

255 ○公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結。

256 ○入札及び契約に係る情報については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置
257 に関する指針」に基づき、適切に公表。

258 ○競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ技術提案の評価
259 の方法等を明らかにし、早期に評価の結果を公表。

260 ○入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契
261 約の適正化のため必要な措置を実施。

262 ○第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で意見を聴く場を
263 設けるなど、運用面を工夫。

264 ○入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明。

265 ○さらに不服のある場合の処理のため、第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を
266 行う仕組みを整備。

267 ○談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指
268 名停止等の措置を厳正に実施。

269 ○談合の結果として被った損害額の賠償の請求や建設業許可行政庁等への通知により、発注者
270 の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

271 ○入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反していると疑
272 うに足りる事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知。

273 ○その際、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結
274 果を通知。

275 ○なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意。

276

277 **1-3 工事施工段階**

278 **(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)**

279 ○施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態
280 が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない
281 特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と
282 認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期を適切
283 に変更。

284 ○工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用。

285 ○賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、発注者又は受注者
286 からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負
287 契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用

288 に関する基準を策定。
 289 ○労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者か
 290 ら請負代金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断
 291 した上で、請負代金額を変更。

292 ○なお、入契法においては、資材高騰等の請負代金額や工期に影響を及ぼす事象が発生した場
 293 合において、受注者が契約変更協議を申し出た際には、誠実に協議に応じなければならない
 294 ことが規定。

295

296 (工事中の施工状況の確認等)

297 ○建設業法に違反していると疑うに足りる事実があるときは、下請業者等も含め工事中の施工
 298 状況を確認の上、建設業許可行政庁等に通知。

299 ○当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じ
 300 て公表。

301 ○策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違
 302 反の防止の観点から、建設業許可行政庁等と連携。

303 ○発注者は、下請業者への賃金労務費の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握。

304 ○工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施。その際、情報共有
 305 システムや遠隔臨場など情報通信技術を活用して受発注者の負担を軽減。

306 ○低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工
 307 がなされるよう、重点的な監督体制を整備する等の対策を実施。

308 ○適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来
 309 形部分の確認等の検査やその他の施工の節目において、必要な技術的な検査（以下「技術検
 310 査」という。）を適切に実施。

311 ○また、情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得
 312 されたデータを監督・検査にも活用するなど、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施。

313 ○必要に応じて、品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度や
 314 ISO9001 認証を活用して監督業務等を実施。

315 ○技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書
 316 面により受注者に通知。

317 ○技術検査の結果は工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）に反映。

318

319 (公共工事に従事する者の労働環境の改善)

320 ○労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者
 321 及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携。

322 ○元請業者に対し、社会保険等未加入業者との契約締結の禁止措置や、請負代金内訳書への法
 323 定福利費の明示、社会保険等未加入業者を確認した際の建設業許可行政庁又は社会保険等取

- 324 りまとめ部局への通報等により、下請業者も含めてその排除を図る。
- 325 ○下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金
- 326 払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業
- 327 又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達を円滑化。
- 328 ○既に中間前金払制度を導入している場合には、受注者にとって当該制度を利用しやすいよう
- 329 環境を整備。
- 330 ○他産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の
- 331 実施に取り組むなど、週休2日の取組の質の向上に努めることが重要。
- 332 ○受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT 建設機械等の積極的な導入
- 333 を促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。
- 334 ○なお、建設業法においては、国土交通大臣が、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締
- 335 結の状況や、労働者の適切な処遇を確保するための措置の実施等について必要な調査を行い、
- 336 その結果を公表することが規定され、品確法においては、国が公共工事の請負契約の締結の
- 337 状況や、下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支
- 338 払、休日の付与等に関する実態の調査を行うよう努めることが規定。
- 339
- 340 **(受注者との情報共有や協議の迅速化等)**
- 341 ○設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議（地
- 342 質調査業者、専門工事業業者、建築基準法第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を施工者
- 343 が設計図書の照査等を実施した後及びその他必要に応じて開催。
- 344 ○BIM/CIM を適用することにより、工事に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の
- 345 生産性向上を推進。
- 346 ○情報共有システムを活用し工事関係書類の電子化に取り組むとともに、受発注者間での作成
- 347 書類の役割分担の明確化及び書類の二重作成・提出の防止などを推進。
- 348 ○工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレ
- 349 スponsを推進。
- 350 ○工事期間中においては、目的物の品質が確保されるよう、適正な工事執行を図るため、休日
- 351 明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用や条件明示チェックシート
- 352 の活用、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施。
- 353 ○設計変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事
- 354 一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等について取りまとめた指針を策
- 355 定し活用。
- 356 ○設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、協議・
- 357 審議等を行う会議を必要に応じて開催。
- 358 ○材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活
- 359 用し、受発注者双方の省力化を積極的に推進。情報共有が可能となる環境整備を行う。

360 ○受発注者双方の省力化のため、書類の簡素化を積極的に推進。

361

362 1-4 工事完成後

363 (適切な技術検査・工事成績評定等)

364 ○受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた
365 期限内に工事の完成を確認するための検査を実施。

366 ○同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知。

367 ○技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書
368 面により受注者に通知。

369 ○工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定。

370 ○情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得された
371 データを検査にも活用。

372 ○必要に応じて、品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度や
373 ISO9001 認証を活用して検査等を実施。

374 ○工事の実績等について、コリンズを積極的に活用、発注者間で情報共有。

375

376 (情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ)

377 ○生産性の向上のため、調査、設計、施工、維持管理の各段階における情報通信技術の活用等
378 により、事業全体におけるデータの引き継ぎの円滑化を図る。

379 ○工事の成果は、将来の維持管理業務に有効活用できるようにするとともに、将来の AI 活用
380 等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事
381 の成果品として受領し、適切な期間保存。

382 ○その際、オンライン電子納品を積極的に推進し、データにクラウド上で簡単にアクセスでき
383 る環境を構築。

384 ○地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査を行った際は、位置情報、土質区分、試験結
385 果等を確認し、関係者間で共有。

386

387 (完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

388 ○必要に応じて、完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施。

389

390 (公共工事の目的物の適切な維持管理)

391 ○公共工事の目的物を管理する者は、当該目的物が備えるべき品質が将来にわたり確保され
392 るよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施。

393 ○その際、3次元データや情報通信技術を活用するとともに、公共工事の目的物の維持管理
394 に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施。

395 ○権限代行による事業の整備など、公共工事の発注者と公共工事の目的物を管理する者が異
 396 なる場合も、公共工事の目的物を管理する者は発注関係事務を適切に実施。

397 ○なお、特に地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図る
 398 ために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発
 399 注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の
 400 連携を図るとともに、複数年契約、包括発注、共同受注等の「地域における社会資本の維
 401 持管理に資する方式（地域維持型契約方式）」や既存建造物の補修において設計段階から
 402 施工者が関与する等の「維持管理の技術的課題に対応した方式」、CM方式等の「発注者を
 403 支援する方式」等の活用など、必要な連携体制の構築に努める。

404

405 1-5 その他

406 ○発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関する
 407 情報通信技術の活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者
 408 の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化を実施。

409

410 2. 測量、調査及び設計

411 2-1 業務発注準備段階

412 (業務に必要な情報等の適切な把握・活用)

413 ○業務の発注の準備として、地形、地物、地質、地盤、自然環境、関係者などの業務の履行
 414 に必要な情報を適切に把握。

415

416 (業務の内容等に応じた入札契約方式の選択)

417 ○業務の発注に当たっては、業務の内容や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選
 418 択。

419 ○適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合、国、都道府県や外部の
 420 支援体制を活用。

421

422 (地域の実情等を踏まえた発注)

423 ○地域の実情等を踏まえ、また地域における担い手の育成・確保に資するよう、競争参加資
 424 格、予算、事業計画、業務内容等を適切に設定し、計画的に業務を発注。

425

426 (現場条件等を踏まえた適切な設計図書を作成)

427 ○業務の発注に当たっては、業務の履行に必要な諸条件を設計図書へ反映。

428 ○関係機関との調整や住民合意、現場の実態に即した条件の明示等により、適切に設計図書
 429 を作成し、積算内容との整合を図る。

430 ○業務の発注段階において履行条件等を確定できない場合は、積算上の条件と、当該条件が
431 設計変更の対象となる旨を明示。

432

433 **(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)**

434 ○業務の履行者が適正な利潤を確保できるよう、適切に作成した設計図書に基づき、市場に
435 おける技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行
436 う。

437 ○その際、週休2日の確保や労働環境の改善状況、情報通信技術の活用状況を含めた現場の実
438 態を把握し、これに即した履行条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用。

439 ○積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、可能な限り、最新の技術者単価、入札月
440 における資材・機材等の実勢価格を適切に反映。

441 ○積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収
442 し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定。

443 ○最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直し、遅滞なく適用。

444 ○適正な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは行わない。

445 ○予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境
446 の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

447

448 **(適正な履行期間の設定)**

449 ○適正な履行期間の設定等の働き方改革への対応を進める必要。

450 ○履行期間の設定に当たっては、業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の
451 履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間、週休2日を前提とした休
452 日、猛暑日等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる
453 日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮。

454

455 **(計画的な発注や履行期間の平準化等)**

456 ○業務の履行期間の平準化について、発注者は積極的に以下の取組を実施。

457

458 **<発注見通しの統合・公表の実施>**

459 ○中長期的な発注見通しについて、工事とあわせて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ
460 て各発注者と連携して作成し、地域発注者協議会等を通じて、地域ブロック単位等で統合し
461 て公表。

462 ○当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、原則として四半期ごとに地域ブロック単位
463 等で統合して公表。

464

465 **<繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し>**

466 ○年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用
 467 による年度末の業務の集中の回避等の予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保し
 468 つつ、業務の履行期間の平準化や履行期限の分散に取り組む。

469 ○なお、繰越明許費の活用に当たっては、適正な履行期間を確保しつつ、可能な限り次年度
 470 の第4四半期にかからないように履行期限を設定。

471 ○発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で
 472 支障をきたす、又は適切な履行期間の確保が困難となる業務については、条件を明示した上
 473 で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、計画的に発注。

474 ○履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の発注部局のみならず、入札契約を司る部
 475 局、財政を司る部局等の相互の緊密な連携を確保するよう努める。

476

477 **<取組状況等の公表>**

478 ○地域発注者協議会等において、履行期間の平準化の取組状況を確認し、国や各地方公共団体
 479 における先進事例を共有するとともに、公表。

480

481 **2-2 業務入札契約段階**
 482 **(適切な競争参加資格の設定)**

483 **<競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査>**

484 ○各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるものがな
 485 いよう留意。

486

487 **<個別業務の入札に際しての競争参加者の技術審査等>**

488 ○業務の内容、地域の実情等を踏まえ、また地域における担い手の育成・確保に資するよう、
 489 業務の経験及び成績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設
 490 定。

491 ○その際、必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、海
 492 外での業務実績のある技術者の活用も考慮した要件緩和など適切な競争参加資格を設定。

493 ○業務実績を競争参加資格に設定する場合は、具体的に設定し、業務実績の確認に当たっては、
 494 同種・類似の実績がないものは選定又は指名及び技術提案書の提出要請を行わない等により
 495 履行能力のない者を排除するなど適切な審査を実施。

496 ○不良不適格業者の排除を徹底。

497 ○技術者の資格や実績のテクリス（業務実績情報システム）等への登録を受注者へ促す。

498 ○技術者の情報を一元的に把握できる取組の活用を図る等、競争参加者等の負担軽減等に努め
 499 る。

500 ○所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち業務量の制限
 501 など、業務の品質確保に向けた施策を検討。

502

503 **(業務の内容等に応じた技術提案の評価内容の設定)**

504 ○発注者は、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格条件とすることにより品質を確
505 保できる業務を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める。

506 ○技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる
507 業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。

508 ○技術提案書の特定及び落札者決定に当たり、必要に応じて中立かつ公正な立場から判断で
509 きる学識経験者の意見を聴取。

510 ○技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、業務の内容、
511 地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定。

512 ○技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い行う。

513 ○説明責任を適切に果たすという観点から、技術的に最適な者の特定又は落札者の決定に際
514 して、評価の方法や内容を速やかに公表。

515 ○その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いに留意。

516 ○プロポーザル方式で特定した技術提案書の内容は、特記仕様書に適切に反映。総合評価落
517 札方式で落札者を決定した場合は、技術提案について発注者と落札者の責任の分担とその内
518 容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合
519 の措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決め。

520

521 **(業務内容等に応じた適切な評価項目の設定等)**

522 ○プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術的要件及び入札の評価に当たっては、
523 参加表明者や配置予定技術者の実績などを適切に評価項目に設定。

524 ○必要に応じて、地域の精通度等を評価項目に設定。

525 ○必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、海外での業
526 務実績を有する技術者の活用等も考慮。

527 ○業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の
528 対象とする。

529 ○一括審査方式の活用などにより、発注者と競争参加者双方の負担を軽減。

530 ○プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法を定
531 める場合は、学識経験者の意見を聴取。

532 ○個別業務の評価方法については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見
533 を聴取。

534 ○地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治
535 法施行令第167条の10の2第4項等に定める手続により実施。

536 ○必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者を適切
537 に評価。

538 ○業務の性格等に応じて、品質確保体制やその他の履行確実性の審査・評価を実施。

539

540 (ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表)

541 ○ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用
542 を徹底。

543 ○低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格で
544 の落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の
545 割合をいう。）と業務成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調
546 査基準を見直し。

547 ○低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格は入札前には公
548 表しない。

549 ○予定価格は、原則として事後公表。

550 ○この際、入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与
551 を排除するための措置を徹底。

552 ○地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の
553 事前公表を行う場合は、その適否について十分検討。

554 ○さらに、技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱い、弊
555 害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等適切な措置を実施。

556 ○業務の入札に係る申込みの際、必要に応じて入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を
557 求め、書類に不備がある場合、原則としてその者の入札を無効とする。

558

559 (入札不調・不落時の見積りの活用等)

560 ○入札不調時等、標準積算と業務の履行条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用し
561 て予定価格や履行期間を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結。

562 ①入札参加者から見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用し
563 て積算内容を見直す方法

564 ②設計図書に基づく数量、履行条件、履行期間等が実態と乖離していると想定される場合
565 はその見直しを行う方法

566 ○不落発生時は、改めて競争入札を実施することを基本とする。

567 ○必要な対策を講じた上、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者が
568 なく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者
569 としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予決
570 令第99条の2に基づく随意契約の活用も検討。

571

572 (公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

573 ○公共土木設計業務等標準委託契約約款又は公共建築設計業務標準委託契約約款に沿った契

- 574 約約款に基づき、公正な契約を締結。
- 575 ○入札及び契約に係る情報については、工事に準じて適切に公表。
- 576 ○競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ技術提案の評価
- 577 の方法等を明らかにし、早期に評価の結果を公表。
- 578 ○入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契
- 579 約の適正化のため必要な措置を実施。
- 580 ○第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意
- 581 見を聴く場を設けるなど、運用面を工夫。
- 582 ○入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明。
- 583 ○さらに不服のある場合の処理のため、第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を
- 584 行う仕組みを整備。
- 585 ○談合や贈収賄等不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳
- 586 正に実施。
- 587 ○談合の結果として被った損害額の賠償の請求により、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を
- 588 図る。

589

2-3 業務履行段階

(設計条件の変化等に応じた適切な設計変更)

- 592 ○設計条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しな
- 593 い場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態
- 594 が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められる
- 595 ときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間を適切に変更。
- 596 ○履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用。
- 597 ○賃金水準又は物価水準の変動により受注者から業務委託料の変更について請求があった場
- 598 合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、業務委託料を変更。

599

(履行状況の確認等)

- 601 ○履行期間中においては、業務成果の品質が確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休
- 602 日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用や条件明示チェックシー
- 603 トの活用、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施。
- 604 ○必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有する者^者を活用。
- 605 ○必要に応じて、受注者の照査体制の確保や照査の実施状況について確認。

606

(労働環境の改善)

- 608 ○労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて受注者へ
- 609 の指導が図られるよう、関係部署と連携。

- 610 ○賃金の適正な支払等を促進するため、前金払制度の活用、支払限度額の見直し等による前金
611 払制度の適切な運用等により、受注者の資金調達を円滑化。
- 612 ○現地調査を行う業務においては、受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、情報通信技術等の
613 積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。
- 614 ○業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィーク
615 リースタンス、ワンデーレスポンスを推進。

616

617 (受注者との情報共有や協議の迅速化等)

- 618 ○受注者からの協議等について、迅速かつ適切に回答。
- 619 ○データにクラウド上で簡単にアクセスできる基盤を構築。
- 620 ○設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確
621 化を行い、共有のため、受発注者による合同現地踏査を実施。
- 622 ○特に地質情報の不確実性が高い現場における業務の合同現地踏査等には、地質調査等の受
623 注者等が参画。
- 624 ○変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例及び手続
625 に必要となる書類の例等について取りまとめた指針を策定し、活用。
- 626 ○BIM/CIM を適用することにより、業務に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の
627 生産性向上を推進。
- 628 ○情報を受発注者の関係者間で共有できるよう、情報共有システム等の活用を推進。
- 629 ○テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などによ
630 り、受発注者双方の省力化を積極的に推進。情報共有が可能となる環境整備を行う。

631

632 2-4 業務完了後

633 (適切な検査・業務成績評定等)

- 634 ○受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた
635 期限内に業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を業務成績評定に反映させ、受
636 注者へ速やかに通知。
- 637 ○業務成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定。
- 638 ○業務の実績等については、テクリス等を積極的に活用し、発注者間で情報共有。
- 639 ○調査段階から情報通信技術等の新技術の活用による生産性向上や脱炭素化の提案に対する
640 評価を成績に含めるなど、委託業務等成績評定要領を改定。

641

642 (情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ)

- 643 ○生産性の向上のため、調査、設計、施工、維持管理の各段階における情報通信技術の活用等
644 により、事業全体におけるデータの引き継ぎの円滑化を図る。
- 645 ○業務の成果は、将来の AI 活用等のデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で

- 646 保存した電子データを業務の成果品として受領し、適切な期間保存。
- 647 ○その際、オンライン電子納品を推進し、データにクラウド上で簡単にアクセスできる環境を
- 648 構築。
- 649 ○地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査を行った際には、位置情報、土質区分、試験
- 650 結果等を確認し、関係者間で共有。

651

652 2-5 その他

- 653 ○発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関する
- 654 情報通信技術活用の推進、書類、図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の
- 655 資格審査などの手続の統一化を図る。

656

657 3. 発注体制の強化等

- 658 ○発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

659 3-1 発注体制の整備等

660 (発注者自らの体制の整備)

- 661 ○各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと思われる場合には発注
- 662 関係事務を適切に実施することができる体制を整備。
- 663 ○国及び都道府県等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職
- 664 員の育成に積極的に取り組む。
- 665 ○国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対し必要な支援を実施。

666

667 (外部からの支援体制の活用)

668 ○国及び都道府県は、地方公共団体の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する

669 研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間の研修機関の活用を促すな

670 ど、発注者の技術力向上に資する研鑽の機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公

671 共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

- 672 ○各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合、国
- 673 及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施する
- 674 ことができる者を活用。

- 675 ○地方公共団体等において国及び都道府県以外の者に発注関係事務を行わせることが可能と
- 676 なるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行すること
- 677 ができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者
- 678 を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支
- 679 援し、その者の育成、活用を促進。

680

681 **3-2 発注者間の連携強化**

682 **(工事・業務実績データの共有化・相互活用等)**

- 683 ○技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事・業務実績評定等の円滑な実施に資するた
684 め、各発注者間において要領・基準類を標準化・**共有**。
- 685 ○その他の入札契約制度に係る要領等についても、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注
686 者間で**共有**。
- 687 ○最新の積算基準等の各工事や業務への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者
688 間における標準化・**共有**を実施。
- 689 ○新規参入を含めた建設業者等の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者
690 が発注した工事・業務の内容や実績評定、取りまとめた技術者に関するデータを活用。
- 691 ○工事・業務実績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者
692 間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。
- 693 ○各発注者は工事・業務の性格等を踏まえ、その実績評定に関する資料のデータベースを整備
694 し、データを**共有**。

695

696 **(発注者間の連携体制の構築)**

- 697 ○各発注者は、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織され
698 る地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者
699 共通の課題への対応や各種施策を推進。
- 700 ○地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握し、各発注者は
701 発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を実施。
- 702 ○支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援
703 を求める。
- 704 ○国土交通省が全国の事務所に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用
705 し、実務取りまとめ者間での意見交換等を実施するための体制を構築。

706

707 **Ⅲ. 災害時における対応**

708 **1. 工事**

709 **1-1 災害時における入札契約方式の選定**

- 710 ○災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用。
- 711 ○災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選
712 定し、書面で契約。
- 713 ○災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確
714 実な施工が可能なる者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏ま
715 えて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意。

716

717 **(随意契約)**

718 ○発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂
719 流物撤去等の災害応急対策、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防
720 施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁
721 施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会
722 経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約を活用。

723 ○契約の相手方の選定にあたっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結
724 状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期
725 かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定。

726 ○必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を
727 受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用。

728

729 **(指名競争入札)**

730 ○災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定
731 の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わ
732 るべき者が少数で一般競争入札に付する必要がないものにあつては、指名競争入札を活用。

733 ○指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工
734 事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期
735 待できる者を指名。

736 ○その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮。

737 ○指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除す
738 る必要があることに留意。

739 ○必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用。

740

741 **(一般競争入札)**

742 ○入札参加要件の設定にあたっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び成
743 績や地域要件などを適切に設定。

744 ○総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価する
745 など、適切な評価項目を設定

746 ○競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、
747 必要に応じて、段階的選抜方式を活用。

748

749 **1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置**

750 ○災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を
751 支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関し
752 て必要な措置を講じる。

753

754 **(1) 確実な施工確保、不調・不落対策**

755 **(実態を踏まえた積算の導入等)**

756 ○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り
757 等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定。

758 ○遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工
759 条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨
760 も明示。

761 ○災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実
762 態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、
763 必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施。

764 ○必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討。

765

766 **(保険料の積算への反映)**

767 ○作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償
768 するための保険の経費についても計上。

769 ○特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負
770 傷等に対する補償については、会社従業員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの
771 法定外保険料を含めて必要に応じて適切に積算に反映。

772 ○また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠
773 償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて適切に積算に反映。

774

775 **(指名競争入札におけるダンピング対策等)**

776 ○低入札による受注は、工事の手抜き、下請けのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹
777 底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であること
778 も想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実
779 かつ円滑な施工ができる者のみを対象とすることなどを検討。

780

781 **(前払金限度額の引き上げ等)**

782 ○復旧事業を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速や
783 かに受注者へ前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、
784 現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応
785 を実施。

786

787 (2) 発注関係事務の効率化

788 (一括審査方式の活用)

789 ○発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の
790 集中を回避して、技術者や資材が確保された施工体制を整えている複数の企業による確実
791 かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を積極的に活用。

792

793 (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保

794 (共同企業体等の活用)

795 ○工事規模の大型化や工事量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少す
796 ることも想定される場合には、必要に応じて地域の建設企業が継続的な協業関係を確保す
797 ることにより、その実施体制を安定確保するために結成される地域維持型建設共同企業体
798 や事業協同組合等を活用。

799 ○また、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有
800 する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用。

801

802 (参加可能額の拡大)

803 ○担い手の確保とロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等
804 級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、地域企
805 業の参加が可能な工事価格帯の上限を引き上げる措置の実施を検討。

806

807 (4) 迅速な事業執行

808 (政府調達協定対象工事における適用)

809 ○平常時における政府調達協定（以下「WTO 協定」という。）対象工事は、一般競争入札（公
810 開入札）に付すことが原則となるが、災害時、緊急の必要により競争に付することができな
811 い復旧工事は、必要に応じて WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入札）を適用し、
812 早期復旧を実施。

813

814 (WTO 協定の対象工事における手続日数の短縮)

815 ○WTO 協定の対象工事は、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも
816 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に
817 短縮することも認められていることから、現地の状況を踏まえ適切な手続期間を設定。

818

819 (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

820 (事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

821 ○災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作
822 成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など一連の災害対応を迅速かつ的確

823 に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式
824 や CM 方式等により民間事業者のノウハウを活用。

825 ○特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、
826 事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場
827 合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応
828 じて参考とする。

829

830 (技術提案・交渉方式)

831 ○復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必
832 要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込
833 む技術協力・施工タイプ等の技術提案・交渉 (ECI) 方式を適用。

834

835 (工事の一時中止)

836 ○災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ、又は工事現場の状態が変動したこと等により
837 工事を施工できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優
838 先して行うことが必要となる。そのため、災害発生時においては、その時点で施工中の工事
839 に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。

840

841 2. 測量、調査及び設計

842 2-1 災害時における入札契約方式の選定

843 ○災害時の入札契約方式の選定にあたっては、業務の緊急度を勘案し、随意契約等を適用。
844 ○災害協定の締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定
845 し、書面で契約。
846 ○災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確
847 実な履行が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏ま
848 えて契約変更を行うなど、業務の緊急度に応じた対応も可能であることに留意。

849

850 (随意契約)

851 ○緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応
852 が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、
853 段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾
854 施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する
855 工事等に係る業務について、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、
856 随意契約を活用。

857 ○契約の相手方の選定にあたっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、
858 企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確

859 実な業務の履行の観点から最も適した者を選定。

860 ○必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を
861 受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用。

862

863 **(指名競争入札)**

864 ○災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定
865 の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により
866 競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要がないものにあつては、指名競争入
867 札を活用。

868 ○指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業
869 務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待できる
870 者を指名。

871 ○その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮。

872 ○指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除す
873 る必要があることに留意。

874

875 **(一般競争入札)**

876 ○入札参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及
877 び成績や地域要件などを適切に設定。

878

879 **2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置**

880 ○発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担
881 軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、
882 発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

883

884 **(1) 確実な履行確保、不調・不落対策**

885 **(実態を踏まえた積算の導入)**

886 ○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り
887 等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。

888 ○遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において
889 作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象と
890 なる旨を明示。

891

892 **(保険料の積算への反映)**

893 ○作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償
894 するための保険の経費についても計上。

895 ○特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負
896 傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの
897 法定外保険料を含めて必要に応じて適切に積算に反映。

898 ○また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠
899 償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて適切に積算に反映。

900

901 (指名競争入札におけるダンピング対策等)

902 ○低入札による受注は、業務の手抜き、再委託のしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹
903 底等につながるものが懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であること
904 も想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実
905 かつ円滑な履行ができる者のみを対象とすることなどを検討。

906

907 (前払金限度額の引き上げ等)

908 ○業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材の確保を図るため、速やかに受
909 注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地
910 の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実
911 施。

912

913 (2) 発注関係事務の効率化

914 (一括審査方式の活用)

915 ○発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集
916 中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な
917 業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用。

918

919 (3) 迅速な事業執行

920 (WTO 協定の対象業務における適用)

921 ○WTO 協定の対象業務のうち、発災後の状況把握や、災害時、緊急の必要により競争に付す
922 ることができない業務は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入
923 札）を適用し、早期復旧を実施。

924

925 (4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

926 (事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

927 ○災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作
928 成、業務の指導・調整、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・検査など一連
929 の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応
930 じて、事業促進 PPP 方式や CM 方式等による民間事業者のノウハウを活用。

931 ○特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、
 932 事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場
 933 合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応
 934 じて参考とする。

935

936 **(技術提案・交渉方式)**

937 ○復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必
 938 要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込
 939 む技術協力・施工タイプ等の技術提案・交渉 (ECI) 方式を適用。

940

941 **(業務の一時中止)**

942 ○災害発生時には、現場の状態が変動したこと等により業務を履行できない事態の発生が想定
 943 される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。そのた
 944 め、災害発生時においては、その時点で履行中の業務に係る一時中止措置に関し、適切に取
 945 り扱うこと。

946

947 **3. 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携**

948 **(災害協定の締結)**

949 ○災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑
 950 に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種
 951 団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあつ
 952 ては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。

953 ○必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

954

955 **(他の発注者との連携)**

956 ○災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧
 957 にあっても地域内における発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。

958 ○復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが
 959 措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。

960 ○地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共
 961 有や対応策の検討等を行う場を設置。

962

963 **(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用)**

964 ○被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の
 965 目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者を積極的に活用するよ
 966 う努める。

967

968

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

969

○各発注者は、工事及び業務の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事及び業務の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用。

970

971

972

1. 工事

973

1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

974

(1) 契約方式の選択

975

(契約方式の概要)

976

○主な契約方式（契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法）は、以下のとおり。

977

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

978

・工事の施工のみを発注する方式

979

・設計・施工一括発注方式

980

・詳細設計付工事発注方式

981

・設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

982

・維持管理付工事発注方式

983

・設計・施工・維持管理一括発注方式

984

(b) 工事の発注単位に応じた契約方式

985

・包括発注方式

986

・複数年契約方式

987

(c) 発注者の支援対象範囲に応じた契約方式

988

・事業促進 PPP方式

989

・CM方式

990

991

(契約方式の選択の考え方)

992

○契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮。

993

・事業・工事の複雑度

994

・施工の制約度

995

・設計の細部事項の確定度

996

・工事価格の確定度

997

・その他発注者の体制・工事の性格等

998

999

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

1000

1001

○競争参加者を設定する方式（契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法）は、以下のとおり。

1002

- 1003 ・一般競争入札
- 1004 ・指名競争入札
- 1005 ・随意契約

1006

1007 (競争参加者の設定方法の選択の考え方)

1008 ○競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択。ただし、以
1009 下に示す点についても考慮。

1010

1011 ・契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場
1012 合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用

1013 ・契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場
1014 合又は災害応急対策等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随
1015 意契約の活用

1016 ・契約に係る予定価格が少額である場合^等の指名競争入札又は随意契約の活用

1017

1018 ○地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によること
1019 ができるとされており、上記と同様の考え方により活用を考慮。

1020

1021 (3) 落札者の選定方法の選択

1022 (落札者の選定方法の概要)

1023 ○落札者を選定する主な方式（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を
1024 選定する方法）は、以下のとおり。

1025 (a) 落札者の選定の基準に関する方式

- 1026 ・価格競争方式
- 1027 ・総合評価落札方式
- 1028 ・技術提案・交渉方式

1029 (b) 落札者の選定の手続に関する方式

- 1030 ・段階的選抜方式

1031

1032 (落札者の選定方法の選択の考え方)

1033 ○落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮。

- 1034 ・価格以外の要素の評価の必要性
- 1035 ・仕様の確定の困難度

1036

1037 (4) 支払い方式の選択

1038 (支払い方式の概要)

1039 ○主な支払い方式（施工の対価を支払う方法）は、以下のとおり。

- 1040 ・総価請負契約方式
- 1041 ・総価契約単価合意方式
- 1042 ・コストプラスフィー契約・オープンブック方式
- 1043 ・単価・数量精算契約方式

1045 (支払い方式の選択の考え方)

1046 ○支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮。

- 1047 ・工事進捗に応じた支払い
- 1048 ・煩雑な設計変更
- 1049 ・コスト構造の透明性の確保

1051 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用

1053 ○総合評価落札方式において試行を行う場合は、各発注者は、その実施状況等を踏まえつつ、
 1054 計画的に PDCA サイクルに基づく検証を行いながら、目的の達成度、工事成績への影響、
 1055 受発注者からの意見等を踏まえ、検証を行う。

1057 (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

1058 ○防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域において
 1059 は、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地
 1060 域生活の維持に支障が生じる懸念がある。

1061 ○地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられ
 1062 る。

- 1063 ・災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮した競争参加資格の設定
- 1064 ・災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通
 1065 度等を評価項目に設定
- 1066 ・施工実績の代わりに施工計画等を評価項目に設定
- 1067 ・複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式(地
 1068 域維持型契約方式)の活用
- 1069 ・受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの
 1070 確認による方式(参加者確認型随意契約方式)の活用

1072 (2) 若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

- 1073 ○豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、
 1074 建設生産を支える技術・技能の承継が行われにくくなり、将来的な工物品質の低下、担い手
 1075 の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。
- 1076 ○豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの技術者の登用を促す方式として、
 1077 以下のような対応例がある。
- 1078 ・豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用も考慮し、専任補助者制
 1079 度の活用等により、施工実績の要件を緩和するなど、適切な競争参加資格を設定
 - 1080 ・必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者
 1081 以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制の評価、現場代理人とし
 1082 ての実績や専任補助者の成績・実績の評価など、適切な評価項目を設定
 - 1083 ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、
 1084 青少年雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画を策定した
 1085 中小企業）を必要に応じて評価項目に設定。

1086 (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式

- 1087 ○既存構造物の補修においては、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把
 1088 握できないために工事の仕様・数量が想定と異なり、又は確定できず、施工段階となって補
 1089 修設計の修正や工事の設計変更への対応が多くなる。
- 1090 ○また、新設の設備工事等においては、維持管理を念頭においた設計・施工（製造）の実施や、
 1091 引渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要。
- 1092 ○維持管理の技術的課題に対応する方式として、以下のような対応例が考えられる。
- 1093 ・既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
 - 1094 ・補修設計を実施した者の工事段階での関与
 - 1095 ・施工と維持管理の一体的な発注

1096 (4) 発注者を支援する方式

- 1097 ○発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事へ
 1098 の対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。
- 1099 ○発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。
- 1100 ・対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の民間委託
 - 1101 ・事業促進を図るため、測量、調査及び設計段階から事業マネジメントの一部の民間委託
- 1102 ○なお、これらの入札契約方式の活用にあたっては、透明性、公正性及び競争性を確保。

1103 (5) 参加者確認型随意契約方式

- 1104 ○公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注

1108 者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定
 1109 の一人を除いて競争参加者がいない状況が生じているなど、当該地域において競争が存在し
 1110 ない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者
 1111 確認型随意契約方式の活用が考えられる。

1112 ○この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在するこ
 1113 とを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によるこ
 1114 とができる。

1115 ○公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評価落
 1116 札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

1117

2. 測量、調査及び設計

2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

1122 ○主な契約方式（契約の対象とする業務及び業務の範囲の設定方法）は、以下のとおり。

1123 (a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

1124 ・業務のみを発注する方式

1125 ・設計・施工一括発注方式

1126 ・詳細設計付工事発注方式

1127 ・設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

1128 ・設計・施工・維持管理一括発注方式

1129 (b) 業務の発注単位に応じた契約方式

1130 ・複数年契約方式

1131 (c) 発注者の支援対象範囲に応じた契約方式

1132 ・事業促進 PPP方式

1133 ・CM方式

1134

(契約方式の選択の考え方)

1136 ○契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮。

1137 ・業務の難易度

1138 ・工事価格の確定度

1139 ・その他発注者の体制・業務の性格等

1140

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

1143 ○競争参加者を設定する方式（契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法）

1144 は、以下のとおり。

1145 ・随意契約

1146 ・指名競争入札

1147 ・一般競争入札

1148

1149 **(競争参加者の設定方法の選択の考え方)**

1150 ○競争参加者の設定方法の選択に当たっては、以下に示す点について考慮。

1151 ・契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場
1152 合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用

1153 ・契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合
1154 又は災害応急対策若しくは災害復旧に関する業務のように緊急の必要により競争に付す
1155 ることができない場合の随意契約の活用

1156 ・契約に係る予定価格が少額である場合等の指名競争入札又は随意契約の活用

1157 ○地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることが
1158 できるとされており、上記と同様の考え方により活用を考慮。

1159

1160 **(3) 落札者の選定方法の選択**

1161 **(特定者又は落札者の選定方法の概要)**

1162 ○特定者又は落札者を選定する主な方式（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方と
1163 する者を選定する方法）は、以下のとおり。

1164 ・プロポーザル方式

1165 ・総合評価落札方式

1166 ・価格競争方式

1167 ・コンペ方式

1168

1169 **(4) 支払い方式の選択**

1170 **(支払い方式の概要)**

1171 ○主な支払い方式（業務の対価を支払う方法）は、以下のとおり。

1172 ・総価請負契約方式

1173 ・単価・数量精算契約方式

1174

1175 **(支払い方式の選択の考え方)**

1176 ○支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮。

1177 ・業務の進捗に応じた支払い

1178 ・煩雑な設計変更

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

○総合評価落札方式及びプロポーザル方式において試行を行う場合は、各発注者は、その実施状況等を踏まえつつ、計画的にPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、目的の達成度、業務成績への影響、受発注者からの意見等を踏まえ、検証を行う。

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

○防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる懸念がある。地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・地域の精通度等を評価項目に設定
- ・災害協定等に基づく活動実績等の地域貢献を評価
- ・受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による方式（参加者確認型随意契約方式）の活用

(2) 若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

○豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、将来的な業務成果の品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。

○豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して業務実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- ・他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目として設定
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目として設定

(3) 発注者を支援する方式

○発注者の能力を超える一時的な業務量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い業務への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

○発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち業務に係る発注関係事務の民間委託

1214 ・事業促進を図るため、測量、調査及び設計段階から事業マネジメントの一部を民間に委
1215 託実施

1216 ○なお、これらの入札契約方式の活用にあたっては、透明性、公正性及び競争性を確保する。

1217

1218 (4) 参加者確認型随意契約方式

1219 ○業務に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者に
1220 なるうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の業務について特定の一
1221 者を除いて競争参加者がいない状況が生じているなど、当該地域において競争が存在しない
1222 状況が継続すると見込まれるときは、地域における担い手確保のため、参加者確認型随意契
1223 約方式の活用が考えられる。

1224 ○この場合、参加者確認型随意契約方式では、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となる
1225 ことが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確
1226 認したときは、随意契約によることができる。

1227 ○公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて競争に付し、総合評価落札方
1228 式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

1229

1230 **V. 技術開発の推進及び新技術等の活用**

1231

1232 ○発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあ
1233 たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に
1234 定めること。

1235 ○発注者は、国の研究機関が策定した公共工事における CO2 排出削減効果を適切に評価する
1236 ためのガイドラインに留意しつつ、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮す
1237 る。

1238 ○各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意。

1239 ・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等にお
1240 いて活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確
1241 保されるものである。

1242 ・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の
1243 向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活
1244 用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を誘
1245 発するものである。

1246 ・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。

1247 ・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的
1248 な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオー

- 1249 プリンノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能
 1250 強化を図る。
- 1251 ・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備す
 1252 ることで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
 - 1253 ・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS（新技術情報提供システム）
 1254 による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等におけ
 1255 る新技術活用スキームを適切に運用する。
 - 1256 ・国は、公共工事等に必要高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼
 1257 する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関す
 1258 る特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことを基本とする
 1259 等、適切に配慮する。

VI. その他配慮すべき事項

1. 受注者等の責務

1263 ○各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に「受注者等の責務」が規定さ
 1264 れていることを踏まえ、以下に示す内容等については特に留意。

- 1265
- 1266 ・受注者は、契約された工事及び業務を適正に実施。
- 1267 ・下請契約を締結するときは、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働
 1268 時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市
 1269 場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適
 1270 正な工期や履行期限を定める。
- 1271 ・技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境
 1272 の構築のため、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書や、法定福利費を内訳明示
 1273 した請負代金内訳書の活用促進を図るなど、発注者と連携して、建設業法その他工事及
 1274 び業務に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除及び当該建設業者へ
 1275 の指導を徹底。
- 1276 ・工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力（新技術を活用する能力を含
 1277 む。）の向上。
- 1278 ・情報通信技術等を活用した工事及び業務の効率化による生産性の向上。
- 1279 ・建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用等技能労働者の能力に応じた処遇改善を
 1280 図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条
 1281 件、労働環境を改善。
- 1282 ・多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容
 1283 易にするための措置の実施。
- 1284 ・災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び

1285 第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結。

1286

1287 **2. 中長期的な担い手確保に向けた取組**

1288 ○国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体
1289 等との間の連携促進、外国人等を含む多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要
1290 な措置の実施に努める。

1291 ○国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手
1292 の活動（災害時における活動を含む。）の重要性についての国民の関心と理解を深めるため
1293 の広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。

1294

1295 **3. その他**

1296 ○本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例
1297 や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参
1298 照の上、発注関係事務を適切に実施。

1299 ○本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照。